



福祉医療費助成制度についてお知らせします

福祉医療費助成制度の受給資格を更新します

令和5年度(令和4年中)の所得額による判定後、更新した受給資格証を8月下旬に郵送します。また、後期高齢者医療制度に加入中の方には、受給資格決定通知書を郵送します(受給資格証の交付はありません)。

なお、所得制限額を超えるなど、医療費助成の対象に該当しなかった方には、その旨を通知します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。福祉医療課へお問い合わせください。

※全ての助成制度(障がい者・一人親・子ども)で所得の確認が必要です。


※所得を確認できない方には、別途案内を送付しますので、期限内に提出をお願いします。



市ホームページ
(医療費の助成)



福祉医療費助成制度の概要

	障がい者医療費	一人親家庭等医療費	子ども医療費
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方 ○療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)をお持ちの方、または知能指数が50以下の方 ○精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 	<ul style="list-style-type: none"> ○0~18歳到達年度末までの子どもを養育している一人親家庭などの母、または父とその子ども ○父母のいない0~18歳到達年度末までの子ども 	<ul style="list-style-type: none"> ○0歳~15歳到達年度末まで(中学生)の子ども 
所得制限	有	有	無
住所要件	市内に住所を有する方		
要件	健康保険に加入している方		
対象医療費	<ul style="list-style-type: none"> ○各医療保険法などの規定による自己負担相当額 ○入院時の食事療養に係る標準負担額(住民税非課税世帯で、医療保険の減額認定を受けた方が対象) <p>※精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方の障がい者医療費は、通院分のみが助成対象です。</p>		

適正受診にご協力ください

適正受診とは「できるだけ医療機関にかからないようにする」ものではなく、かかり方を見直すことで、医療機関の受け入れ態勢を整え、安心して必要ときに医療を受けられるようにするものです。医療費助成制度は、医療機関や市民の皆さんのご理解とご協力によって支えられています。

これからも、医療機関の適正な受診をお願いします。



保育所・学校などでけがをした場合

保育所や学校などでけがをして、災害共済給付制度により給付を受ける場合は、福祉医療費の助成を受けることはできません。受診の際は、必ず「保育所や学校などでけがをした」と医療機関に申し出てください。

